

岡山保険センターニュース

INSURANCE INFORMATION

TOPIC

消費税10%への引上げの損害保険料への影響

支払保険金や経費増大で保険料アップの可能性が!!

消費税が2019年10月1日より8%から10%となりました。今回は、特定の商品の消費税率を低く抑えた軽減税率の制度も導入されました。皆さまがお支払いしている損害保険料は、消費税の対象に馴染まないものとして対象になっていませんが、今後は消費税アップに伴う保険事故の修理代金等や経費の増大により保険料にも影響してきそうです。



保険料と保険金自体には消費税がかからないというものの…

損害保険料は毎年支払いが発生するものですから、消費税率の引上げの影響を受けるのであれば、家計にも大きな影響が出てしまいます。

しかしながら、損害保険料については消費税の創設時から、消費税がかからないことになっています。また、事故の際に受け取る保険金についても消費税はかからないものとされています。

このように保険料や保険金自体には消費税がかりませんが、周りの物品やサービスに対する消費税が上がった結果、損害保険料が値上がりすることはあり得るのです。

《消費税非課税の主な取引》

(国税庁HPより)

預貯金の利子及び保険料を対価とする役務の提供等

預貯金や貸付金の利子、信用保証料、合同運用信託や公社債投資信託の信託報酬、保険料、保険料に類する共済掛金など。

社会保険医療の給付等

健康保険法、国民健康保険法などによる医療、労災保険、自賠責保険の対象となる医療などが当たる。ただし、美容整形や差額ベッドの料金及び市販されている医薬品を購入した場合は非課税取引には当たらない。

介護保険サービスの提供

介護保険法に基づく保険給付の対象となる居住サービス、施設サービスなどが当たる。ただし、サービス利用者の選択による特別な居室の提供や送迎などの対価は非課税取引に当たらない。

社会福祉事業等によるサービスの提供

社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業、更生保護事業法に規定する更生保護事業などの社会福祉事業等によるサービスの提供。

住宅の貸付け

契約において、人の居住用に供することが明らかなものに限る。ただし、1カ月未満の貸付けなどは非課税取引に当たらない。

保険料の動向の背景には収支相等の原則があります!!

その背景には、保険の収支相等の原則という考え方があります。これは、保険に入っている人たちの保険料の総額（収入）と、保険会社が支払う保険金と経費の総額（支出）が等しくなるような保険料が妥当な保険料であるという考え方です。

例えば、自動車保険であれば、消費税が10%に上がると、自動車の修理代金等にかかる消費税も上

がり、また、保険会社が支払う代理店手数料などの経費にかかる消費税も上がるので、保険会社が支払う保険金と経費は増えることになります。収入であるお金（保険料）は変わらないのに、支出のお金（保険金と経費）が増えるので、保険料を値上げしないと釣り合いが取れなくなり、収支が相等しくなくなってしまいます。

この機会に契約内容を見直し、無駄のない、漏れのない補償を!!

今回の消費税引上げによって、保険会社の支払う保険金や経費は増加するため、保険料の値上げが実施される可能性があります。私たちとしては、消費税の増税で様々なものが値上がりとなります。

この機会に改めて、入っている損害保険について、無駄のない、漏れのない補償とするために保険の契約内容を見直すとともに、必要な保険料について考えてみるのも良いかもしれません。



「収支相等の原則」とは？ 保険契約者から集めた保険料の総額（収入）と、保険会社が支払う保険金と経費の総額（支出）を等しくし、妥当な保険料水準になるようにしているのが収支相等の原則です。

公的保険について知ろう!!

～受取時期をずらすと変わる年金額！～

株式会社アセット・アドバンテージ 代表取締役 山中 伸枝

2019年6月、世の中を震撼させた「老後2,000万円足りない」問題。何しろ金融庁に、老後のお金が足りない！と言われたのですから誰しも不安に駆られます。今こそ、年金の正しい知識を持ち、生活設計を立てることが大切です。

■老後2,000万円足りない問題って本当なの？

実は金融庁レポートのタイトルは、「高齢社会における資産形成・管理」で、年金問題に触れている訳ではありません。51頁にものぼるレポートの前半には、近年の人口動態の変化や就労状況、退職金や貯蓄の状況などのデータがまとめられています。後半は、お金の寿命も伸ばさなければならぬからと、「長期積立分散投資」の知識を持つことの重要性和、つみたてNISAやiDeCoといった税制優遇の仕組みを使った資産形成の啓発について語られており、むしろ金融機関はしっかりとお客様サポー

トに徹しなさいよというメッセージだったのです。

しかし、このレポートでたった数行触れられた下の図が物議をかもしました。

データによると高齢夫婦無職世帯の実収入は約21万円で、実支出は約26万円となっていますから、なるほど月5万円足りません。人生100年時代、確かに2,000万円不足してしまいます。

しかし支出の内訳を見てみると、食費に6.4万円かけていますから、ひもじい思いをされているとは思えません。交通費は2.8万円、教養娯楽費にも2.5万円使っていますから、スマホを手に出歩き、交友関係も活発な印象を受けます。つまり日本の高齢者は「貧困」の状態ではなく、「もっと豊かに暮らすためにはあと5万円あると嬉しいな」という状態なのではないでしょうか？

■年金は60～70歳の間で自由に受取時期を選べます！

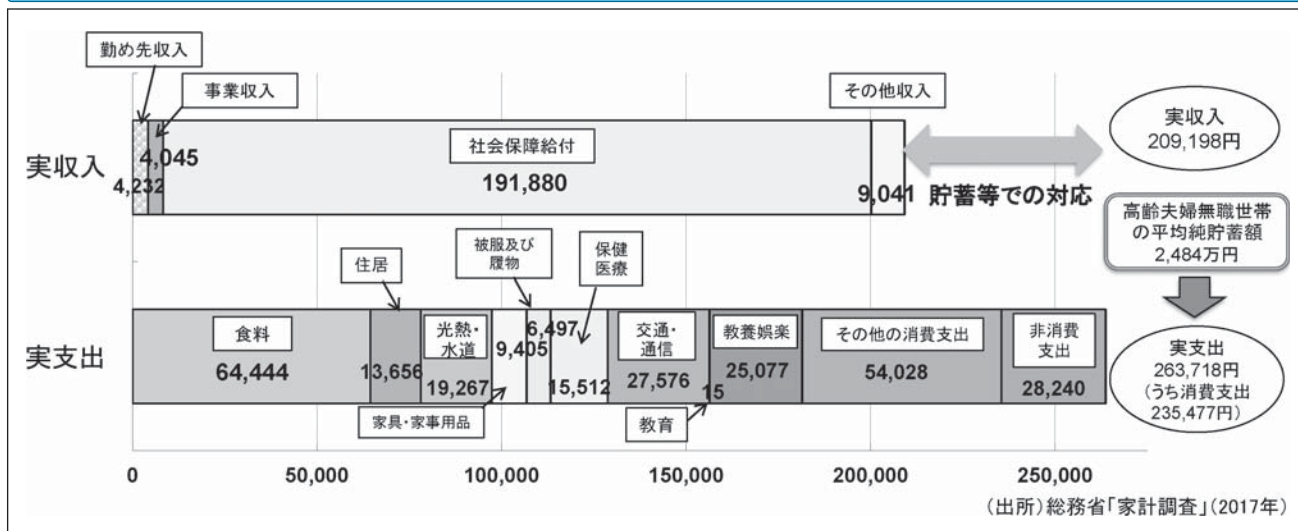
実際この例に挙げられているご

夫婦が「5万円足りない問題」を解決するのは簡単です。年金の受取時期をずらせば良いのです。年金は60歳から70歳までの間で自由に受取時期を選ぶことが可能です。早めることを「繰上げ」、遅くすることを「繰下げ」といいますが、この場合68歳まで年金受給を「繰下げ」ると年金額は1.25倍の26万円となって収支がトントンとなり、問題解決となるのです。

年金なんて信用できないからむしろ早くもらった方が良いのではないかという方もいるかもしれませんが。確かに一部週刊誌などでは早く受け取った方が得という特集が組まれることも多いですが、仮に5年「繰上げ」ると年金額は30%減ってしまい、この減額率は一生続くのです。

もちろん年金額は人によって異なりますから、繰上げ、繰下げの効果も人それぞれです。だからこそ、マスコミに踊らされず、年金の正しい知識を持ち、これからの生活設計をしていただきたいと思います。

高齢夫婦無職世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯）



出典：厚生労働省「第1回 社会保障審議会(企業年金・個人年金部会)」(2019年2月22日)



「iDeCo」とは？ 加入者自らが、60歳まで毎月一定の掛け金を選んだ金融商品により運用し、原則60歳以降にその運用資産を受け取る制度です。個人型と企業型があります。

あなたの企業の労働時間は適切に管理されていますか？

働きすぎを是正するのは、中小企業も同じことです。時間管理ができていないと、賃金の支払いにも大きなリスクが生じます。監督署の調査の動きも活発化していますので、管理をしないことでおよぶ影響を抑えることが大切です。ワークライフバランスを考えながら労働時間管理をしていくことが求められる時代になっています。



●長時間労働のスパイラルを避ける

今、働き方改革の一環では、長時間労働の是正に注目が集まり、上限規制を厳格に行うことが求められています。では、なぜ長時間労働の是正が必要だといわれているとお考えでしょうか。

今後、日本の人口は減少傾向といわれており、労働力の確保が大きな課題となります。長時間労働が削減できない企業では、精神疾患に陥ることも増え、次第に退職者も増えることになり、ひいてはあの企業はブラック企業だと揶揄された上に人が集まらず、事業の継続が困難になり、最終的には事業の閉鎖に追い込まれることも考えなければなりません。

●監督署の調査は隠蔽工作を暴くこと

このような、長時間労働の弊害はメンタルヘルスだけでなくパワハラも引き起こす原因となることもあります。

長時間労働を過少申告させることで、賃金の支払いを抑えたいとする考えの事業主がいたとすると、そこにはパワハラが横行していることも予想されます。今、労働基準監督署の調査対象は労働時間の管理と過少申告についての調査がメインになっています。

また中小企業でも60時間超えの時間外労働に対する割増率が2023年4月から50%以上になります。これまで数年猶予されてきま

したが、いよいよ支払いの負担も増えることになります。

ここ近年の傾向として、若者は賃金を多くもらうことよりも休みが欲しいといわれます。こういった考え方を尊重しながら企業の体質を変え、さらにその上での効果的な生産性アップが求められる時代になっています。

●なぜ残業は無くならないのか

人が入れ替わっても、残業体質は変わらないという企業も多いのではないのでしょうか。そのメカニズムを研究した方によると、残業は感染症だといいます。そして、いつしかそれが後世にも遺伝し、いつかは麻痺してしまう（立教大学中原淳教授）、というのです。

このような体質の改善を行い、組織を活性化させていきましょう。

残業体質が変わらないメカニズム

①「感染」する	残業は職場で感染し、上司のマネジメントにより増大も減少もする
②「遺伝」する	しかし、世代間を超えて残業は遺伝してしまう
③「麻痺」する	いつしか残業は当たり前になり、そのまま定着してしまう

●競争力まで失ってはいけない

働き方改革の弊害は、企業の競争力まで失ってしまうことです。削減しながら生産性を上げる方策を考えることが、うまく乗り切れるコツとなるでしょう。

腰に負担かけずにお腹の筋肉を鍛えよう!!

トレーニングには動的なトレーニングと静的なトレーニングの2種類のトレーニング方法があります。今回は動的なトレーニングの代表である腹筋運動「シットアップ」をご紹介します。

筋力の弱い方でも大丈夫！

シットアップについては、仰向けの姿勢で足首を誰かに持ってもらるか、ベルトなどで固定して上体を起こすといった方法を思い浮かべる方が多いと思います。しかしこの方法では筋力の弱い方は起き上がれなかったり、腰の負担となって腰痛を引き起こす可能性があるため正しい動作で実施することが大切です。

腰に負担をかけずにお腹の筋肉を鍛えるポイントは次の3つ。
1つ目は腰を反らさないということ。2つ目はあごを上げない。そして3つ目に十分にお腹にチカラが入っている状態で行うということです。この3つのポイントをしっかり押さえて上体を動かす範囲を調整して行って下さい。今回は筋力の弱い方のために上体を倒してしまわない方法にさせていただいておりますのでチャレンジしてみてください。

【シットアップ】

- ①膝を曲げて座り、足は腰幅程度に開きます。
- ②腰を丸めてあごを引き、手を前に伸ばします。(写真上)
- ③上体をゆっくりと後ろに倒していき、手が膝の上まできたら元の姿勢まで戻します。(写真下)

※呼吸は倒すときに吐いて戻すときに吸います。

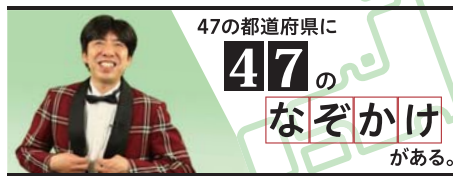
※回数は10回程度から始めてみましょう。



全国で活躍する損害保険トータルプランナー出演！



47の顔があり
それぞれの安心がある。



47都道府県47本の、地元損害保険トータルプランナー＆
なづち&女子アナウンサーの共演ムービー



YouTube チャンネル

既に公開された動画も
好評連続配信中心！

<https://youtube.com/c/daikyo>

「保険を選ぶ前に代理店を選ぶ、
という考え方」

の大切さを知っていただくために
各都道府県代協加盟代理店の
損害保険トータルプランナーが
それぞれの場所の3つのリスクとそれを
サポートする保険について
解説いたします。



保険のことは、
日本代協加盟代理店の『損害保険トータルプランナー』へ

みなさまに信頼されるプロ代理店として活躍しています。

『損害保険トータルプランナー』は、一般社団法人日本損害保険協会が認定する最高峰の募集人資格です。損害保険に関連する法律・税務等の知識を基に、コンサルティングに関する知識や業務スキルを修得した保険募集のプロフェッショナルです。

何か困った時に思い出していただける代理店を目指します。



事故相談・法律相談・税務相談・不動産相談など

保険の総合コンサルタント

株式会社 岡山保険センター

〒703-8235 岡山市中区原尾島859-7
TEL (086) 273-2222(代) FAX (086) 273-9933
URL <http://www.okayama1.co.jp/>
E-mail info@okayama1.co.jp

損害保険・生命保険はもちろん、総合金融サービスを中心に、
あらゆる角度から「安心」をサポート。

取扱保険会社

<損害保険>

損保ジャパン日本興亜・三井住友海上
あいおいニッセイ同和損保・セコム損保
ニューインディア・AIG損保

<生命保険>

メットライフ生命・ソニー生命
エヌエヌ生命・SOMPOひまわり生命
三井住友海上あいおい生命・ジブラルタ生命



日本代協は気候変動キャンペーン「Fun to Share」の
取組みに参画しています。



一般社団法人 日本損害保険代理業協会
ホームページアドレス <https://www.nihondaikyoo.or.jp/>

